解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月二十九日開催の信者総代会及び責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

北海道函館市亀田中野町二七七番一八号

宗教法人八大教会

清算人　布施　幸子

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年七月五日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

長野県東筑摩郡麻績村麻三八三七番地

麻績村土地開発公社

清算人　高野　忠房

解散公告（第二回）

当党は、平成二十二年八月七日をもって解散したので、当党に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

東京都千代田区平河町二丁目一四番一三号

中津川マンション二〇一　自由連合

清算人　中陳　道夫

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に規定する存続期間の満了により平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番一一号

財団法人中栄奨学会

代表清算人　平戸　恭一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

東京都新宿区榎町三八番地

特定非営利活動法人地域文化振興会

清算人　福田　惠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十九日

静岡県静岡市駿河区中島二八六一番一号

特定非営利活動法人ライフサービスネット味彩

清算人　髙山　好秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市名須川町九一番地三、最後の住所岩手県盛岡市黒石野二丁目七番一一号

被相続人　亡　浜田　チヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル三階　相続財産管理人　村井　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市普済寺一〇八七番地、最後の住所埼玉県川越市稲荷町一六番地一一日南ハイツ一六号室　被相続人　亡　久保田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

埼玉県川越市的場二八三四―四

相続財産管理人　佐藤　寛太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町片貝六八〇〇番地、最後の住所千葉県山武郡横芝光町坂田池二一〇番地一養護老人ホーム坂田苑

被相続人　亡　小松　久

平成二十二年八月十九日

東京都府中市府中町一丁目五番地四府中スカイビル三階

相続財産管理人　司法書士　佐伯　欣也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市本町四丁目一三五八番地、最後の住所神奈川県藤沢市本町二丁目一三番五号　被相続人　亡　野中ヒサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　高岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市平伝寺五二一番地一、最後の住所富山県高岡市麻生谷三八五五番地　新生園　被相続人　亡　舩屋　幸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

事務所富山県高岡市中川本町一番一二号

樋爪法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大原　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡上市町稗田六番地一、最後の住所富山県中新川郡立山町寺田一二三九番地の一三　被相続人　亡　芳尾　末信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

富山県富山市堀端町二―一〇　第二ムロタビル二階

相続財産管理人　弁護士　菊　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市旭三丁目六番、最後の住所長野県松本市旭三丁目六番一三号

被相続人　亡　矢口貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十九日

長野県松本市北深志一丁目九番一九号

相続財産管理人　大澤　利充

第９期決算公告

平成22年8月19日　東京都港区東新橋一丁目５番２号 汐留シティセンター

大阪ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	15,046,344	流動負債	180,510
有形固定資産	15,046,344	固定負債	12,947,993
特定資産合計	15,046,344	負債合計	13,128,504
その他の資産	1,049,773	社員資本	2,967,614
流動資産	1,049,773	特定資本金	100
		優先資本金	2,133,500
		剰余金	834,014
その他の資産合計	1,049,773	純資産合計	2,967,614
合計	16,096,118	合計	16,096,118

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,826,916
営業費用	991,776
営業外収益	379
営業外費用	0
経常利益	835,519
税引前当期純利益	835,519
法人税、住民税及び事業税	1,513
当期純利益	834,006
前期繰越利益	7
当期未処分利益	834,014